

JCLI日本語学校学生納付金等返納規程

平成29年2月1日 制定
平成31年4月1日 全面改正
令和元年10月1日 改正

JCLI学費返金規程の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条

この規程は、JCLI 日本語学校（以下「本校」という。）が入学を許可した者に関する学生納付金等（以下「納付金等」という。）の返納に関する事項について定めるものとする。

(返納方法)

第2条 納付金等の返納は、原則、学期ごとに行う。

- 2 納付金等の返納は、学生本人もしくは経費支弁者、または仲介機関である留学センターをおして行う。
- 3 納付金等の返納の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。

(返納処理)

第3条 返納する場合は、次の各項に従って処理するものとする。

- 2 ビザ申請書類提出後に入学辞退した場合
「在留資格認定証明書」の交付、不交付に関わらず、入学検定料は返納しない。
- 3 「在留資格認定証明書」交付後で納付金等支払い前に入学辞退した場合には入学検定料は返納しない。
- 4 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、授業開始前に入学を辞退した場合
 - (1) 入学検定料及び入学金は返納しない。
 - (2) 「在留認定許可書」及び「入学許可書」の返却が確認された後に、残りの納付金等は返納する。その際、事務手数料として30,000 円（税抜）を控除する。
 - (3) 入寮を希望していた場合は、入寮費は納入しなければならない。
- 5 入国ビザを取得した後、来日以前に入学を辞退した場合
 - (1) 入学検定料及び入学金は返納しない。
 - (2) 「旅券に添付された査証に取消印のあるページ」の複写の提出及び「入学許可書」の返却が確認された後に、残りの納付金等は返納する。その際、事務手数料として30,000 円（税抜）を控除する。
 - (3) 入寮を希望していた場合は、入寮費は納入しなければならない。
- 6 日本大使館・領事館からビザ発給が拒否された場合
 - (1) 入学検定料及び入学金は返納しない。
 - (2) 「旅券に記載された在留認定不許可」の複写の提出された後に、残りの納付金

等は返納する。その際、事務手数料として30,000 円（税抜）を控除する。

(3) 入寮を希望していた場合は、入寮費は納入しなければならない。

7 入国ビザを使用して来日し、入学前に入学辞退する場合

(1) 入学検定料及び入学金は返納しない。ただし、入学許可書が返却された後に、残りの納付金等は返納する。その際、事務手数料として30,000 円（税抜）を控除する。

(2) 入寮を希望していた場合は、入寮費及び1ヶ月分の家賃及び光熱費・インターネット料金等は納入しなければならない。

8 来日が遅れた場合

未受講分の授業料は返納しない。また、入寮を希望していた場合、来日の有無にかかわらず予定していた居住期間分は納入しなければならない。

9 終了届が提出された場合

(1) 終了届が受理された場合であっても、最初の6 ヶ月分の納付金等は理由の如何を問わず返納しない。残りの納付金等は、授業を受けていない学期（3 ヶ月）単位で授業料を返納するが、その際、事務手数料として30,000 円（税抜）を控除する。

(2) 事務手数料とは、法務省出入国在留管理庁への報告文書作成代及び報告時の通信費、これに関わる人件費、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や講師手配にかかる人件費等をいう。

(3) 返納は、①本校入学前に学生本人が取得した在留カードが無効となったことを本校が確認したとき、又は、②学生本人が日本国内の学校に進学することを本校が特別に許可したときに限り行う。

(4) 前号①に基づき納付金等の返納を求める場合、学生本人は、前号①の該当性を本校が判断するため、本校の指示に従い、「再入国許可及びみなし再入国許可を受けずに出国港で出国承認を受け、穴があけられ無効となった在留カード及び出国日のわかるパスポートのページ」、「留学変更後取得した新規の在留カード」その他本校が指示する書類を提出しなければならない。

(5) 第3号②に基づき納付金等の返納を求める場合、学生本人は、前号②の該当性を本校が判断するため、本校の指示に従い、「日本国内の進学先の学生証」その他本校が指示する書類を提出しなければならない。

10 強制送還された場合や除籍処分、ならびに学則第18条にもとづく懲戒処分を受けた者には、納付金等は返納しない。

11 天災等、本校の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、納付金等は返納しない。

(その他)

第4条 この規程に定めるものの他、納付金等の返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、所定の手続きを経て、理事長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 31 年 4 月より以前に入学した学生は、従来の規程による。
3. この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。